

# あなたも Happy Work 福業 してみませんか!

## 福祉職人材確保の一助として

65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている社会、いわゆる「超高齢社会」を先進国の中で最初に日本が迎えています。生産労働人口が減少し、これまでの「当たり前」では対応できない、また多様な働き方や就労価値変革が求められています。本福業推進プロジェクトは、公益財団法人トヨタ財団の助成を受けて、福祉現場での副(福)業によるキャリア形成にいち早く着手し、人材不足が叫ばれている福祉職への就労機会の創出に寄与するとともに社会支援基盤の強化の一助となることを目的としています。

※ 本福業推進プロジェクトは、公益財団法人トヨタ財団の助成を受けて運営しています。  
<http://www.toyotafound.or.jp/>

企画・編集監修：平尾剛之 O&A 監修：青山敏夫 写真：ウチサカヨシヨ (©shft)  
 発行：特定非営利活動法人きょうとNPOセンター 発行日：2019年10月



https://kanrei.go.jp/p/98\_abe/actions/201906/06kiseikaikaku.html  
**首相官邸ホームページ「規制改革推進会議」**

## 相談機能 研修機能 広報機能

## 機能

## きょうとNPOセンター

京都府社会福祉法人経営者協議会、京都府社会福祉協議会、京都府、京都府社会福祉協議会、

## 連携機能

## 福業推進プロジェクト連携機能及び機能

# 副業解禁 福業の可能性を拓く



## 就業規則で副業・兼業が禁止されているのですが、政府はどのような考えなのでしょうか

「副業・兼業の促進に関するガイドライン(厚労省)」によれば、「裁判例を踏まえれば、原則、副業・兼業を認める方向とすることが適当である。副業・兼業を禁止、一律許可制にしている企業は、副業・兼業が自社での業務に支障をもたらすものかどうかを今一度精査したうえで、そのような事情がなければ、労働時間以外の時間については、労働者の希望に応じて、原則、副業・兼業を認める方向で検討することが求められる」としています。

また、政府の「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会報告書(2019.8)」では、社会全体として副業・兼業に対する機運が高まり、実効性のある労働時間管理を求める声が強くなってきていることを受け、現在の労働時間通算における問題点などの検討が行われました。報告書では制度の見直しを含めた多様な選択肢が提示され、今後、労使の参画の場である労働政策審議会等で積極的な議論が行われることが期待されています。副業・兼業の制度整備に関する議論は益々活性化していく見通しです。

## 相談・研修会の案内

本福業推進プロジェクト(事務局：きょうとNPOセンター)では、福業に関する相談・研修会等を随時開催いたします。

福業に関する質問、相談、研修会等の希望がございました場合は、以下のアドレスからお問合せください。

対応期間 2019年10月1日～2020年9月30日まで

※実施想定件数に達した場合は、期間中でも締め切らせていただく場合がございますので、早めにお申込みください。

<https://happywork.kyoto-npo.org>

2016年度国内助成プログラム「しらべる助成」調査研究事業報告書

2017.11.1 きょうとNPOセンター発行



「京都発 NPO 最善戦—共生と包摂の社会へ—」編著：平尾剛之・内田香奈

2018.6.30 京都新聞出版センター発行



※特別企画シンポジウム「超高齢社会・社会福祉制度基盤を担う人材は誰か—副業規制緩和によるセカンドキャリア形成を目指して」収録

## 福祉職就業に関する問い合わせ

## 京都府福祉人材・研修センター

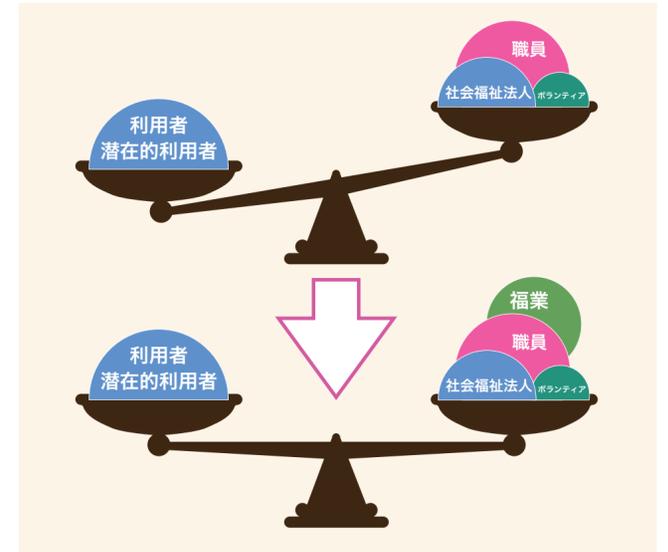
京都府社会福祉協議会が運営する機関、福祉職就業に関する相談や施設見学、セミナーや研修などが行われています。



〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 ハートピア京都 地下1F

<http://fukujob.kyoshakyo.or.jp>

☎075-252-6297 📅土・日・祝を除く 9:00～17:00



## 福祉事業所 福業ニーズ及び条件など参考例

詳細なニーズは各事業所によって異なります



分野	種別	PRポイント	希望業務時間	業務内容
高齢者	通所	高齢者に優しく接していただければ、未経験からでも始められ、ライフスタイルに応じた柔軟な勤務スタイルを相談できます。	<b>介助補助</b> ☎週2回から(1日4時間から) <b>運転業務</b> ☎週2回から(1日2時間から) 🕒8:30～10:30、15:30～17:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者のニーズ把握(傾聴・話相手) ■配膳・配茶作業</li> <li>■日中レクリエーション活動補助 ■施設小規模修繕</li> <li>■経理入力作業補助 ■清掃・洗濯業務 ■送迎</li> <li>■入浴後の整容補助(整髪など) ■広報誌作成業務</li> <li>■ホームページ更新業務</li> </ul>
	入所	みなさまの人生経験を活かし、またここでの経験をこれからの人生にも活かすことができます。 ■未経験でも大歓迎。職員がマンツーマンで教えます。 ■朝夕の食事時間2時間のみ働き方もできます。 ■土日・祝のみ勤務もOKです。	<b>介助補助</b> ☎週2日から(1日2時間から) 🕒7:00～20:00の間で応相談。 <b>宿直</b> 🕒17:30～翌朝9:00 ※仮眠あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者のニーズ把握(傾聴・話相手)</li> <li>■日中レクリエーション活動補助 ■清掃・洗濯・施設の小規模修繕</li> <li>■配膳・配茶・食後の片付け・食器洗浄作業</li> </ul>
障害者	通所	身辺自立している方も多く、障害があっても介護の必要がなく、見守りと誘導と送迎が主な仕事です。	<b>介助補助</b> ☎週2日(1日2時間以上) 🕒土日 8:30～10:30、15:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者の見守りと話し相手 ■作業所の業務サポート ■最寄り駅または自宅からの送迎 ■畑作業(草取り、収穫、配達ほか)</li> </ul>
	入所	直接介護ではないので、未経験でも大丈夫です。みなさまの趣味や特技が、入所者の豊かな暮らしを支えます。	<b>介助補助</b> ☎週1日から(1日当たり2時間以上) 🕒7:00～17:00 特に朝食、夕食時の補助求む <b>夜勤</b> 🕒19:00もしくは22:00から翌朝5:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■毎食の配膳準備、後片付け、食堂床清掃 ■施設内清掃</li> <li>■施設周辺の草刈りや庭の手入れ ■外出への同行</li> <li>■利用者の衣類洗濯 ■利用者のニーズに応えた教室の実施(例：お菓子作り、マラソン、絵や書道)</li> </ul>
保育園	通所	子どもを真ん中に未来の笑顔と一緒に作りましょう! ■短時間勤務可 ■ダブルワーク大歓迎 ■パート職員の平均勤続年数7.5年。長く働ける職場です。	🕒6:00～22:00 様々な時間帯あり 職種により最低1時間から応相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土日開催の社会公益事業の手伝い(親子の居場所づくり、子ども食堂、学習支援など) ■こどもの送迎時の保安・見守り</li> <li>■乳児の昼寝時の見守り ■親の子育ての悩み相談、学習会支援</li> <li>■事業所内の清掃・洗濯・衛生管理</li> </ul>
児童養護施設	入所	子どもたちが地域のいる大人とかかわりながら育つ環境づくりをしています。	<b>介助補助</b> ☎週1回から 1回あたり1～4時間程度 🕒平日 7:00～9:00、14:00～19:00 🕒土日祝 8:00～12:00 <b>夜勤</b> 🕒22:00～翌9:00まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>■登校準備、朝食準備片付けなど ■入浴支援</li> <li>■小学生の勉強・宿題の見守りなど、学習支援 ■清掃業務</li> <li>■幼稚園児の迎え(職員に同行) ■子どもとのあそび(野球、縄跳び、読み聞かせなど) *平日夕方土日祝の午前中</li> <li>■夜勤では電話対応、夜泣き、夜尿対応含む</li> </ul>
法人本部	本部	福祉や介護の現場ではありませんが、現場を支えるために必要な業務です。 広報系業務は、在宅での作業も相談可能です。	<b>経理補助</b> ☎1回あたり3～4時間程度、週3回 <b>広報誌・チラシ・HP更新</b> 固定の時間数はなく作業量によって応相談。在宅での作業も相談可。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■経理補助(伝票整理、データ入力など) ■各種データ入力補助</li> <li>■地域貢献事業への協力 ■広報誌作成(もしくは補助)</li> <li>■商品開発やコンサルティング ■各種チラシ作成補助</li> <li>■ホームページ作成・更新 ■各種計画策定アドバイス</li> <li>■人材育成計画の策定</li> </ul>

## コラム



検討のきっかけは地域の人手不足。観光地のラストリゾートで人手不足ゆえに観光客の増加を売上げに繋げられない状況があり、ラストリゾート経営者たちから、「忙しい土日祝日に在庫の方にアルバイトをして欲しい」という話があり、検討を開始しました。また、自分の経験から、職員に多様な仕事を体験させたという気持ちから後押しをしました。従来、副業に関しては、本業に差し支える、利益相反の心配がある等から、消極的でしたが、土曜日の昼間「いい」というものだったので、抵抗なく検討を指示してきました。職員の副業に期待することは、一つには地域の人手不足の一助になること、二つには多様な仕事を身についてキャリアアップして、「地域活性化の実現」に尽力して欲しいということです。

今後は、有給休暇中の副業の問題が考えられますが、職員の個々の要望を踏まえ、弾力的に対応していきたいと考えています。

副業解禁 - 副業は多様性を育む 京都北都信用金庫 森屋松吉 理事長

# 副業解禁 福業の可能性を拓く

# Q&A集

## 1 副業とは何ですか

副業とは、主たる業務（本業）以外で副収入を得るための従たる業務（仕事）のことです。仕事を複数持つという意味で複業、兼業、サイドビジネス、ダブルワーク、セカンドキャリアとも呼ばれる場合があります。

福祉就労基盤の強化や推進を目指す本プロジェクトにおいては福祉の現場で働くという意味において「福業」としています。副業には「雇用」や指揮命令を受けずに業務の完成をめざす「請負」など様々な形態がありますが、このQ&Aでは、本業も副業も会社や事業所との「雇用」関係により働くことを主に想定しています。

## 2 福祉事業所で副業した場合、収入面以外でどんなメリットがありますか

福祉職の現場では、社会的支援の必要な人に対して、その人の生活の質（QOL）の向上を目指す多様なサービスが求められています。一般的な企業イメージにあるノルマや競争ではなく、働く人も支援を受ける人も地域のなかで豊かに生活し、人として尊重され生きることの大切さを理念としている場です。

これまでの専門性やスキルが発揮できる場があるだけでなく、支援の必要な高齢者や障害のある人、また支援の必要な人や子どもたちとコミュニケーションを育みながら就労する場でもあります。

## 3 ボランティアとは何が違うのですか

福祉現場においては、多様なボランティアがかかわって運営されているところもあります。ボランティアは自発性を伴う無償の行為であり、ボランティアとしてかかわることの方が受け入れやすい場面もあります。

副業（アルバイト雇用）は、雇用先の意向に基づき報酬を得ることを前提とした行為であり、ボランティアとは違う成果と責任が求められます。福祉現場は色々な方々とのつながりで支えられており、雇用という側面だけで運営がなされていないことも特徴のひとつと言えます。

## 4 副業する場合、気を付けておいた方がいいことはありますか

副業を希望する際には、現在働いている会社とのコミュニケーションや適切な自己管理が求められます。ご自身の健康状態をしっかり把握し、長時間労働により健康を損なうことのないように十分な注意が必要です。

副業中に困ったことがあれば一人で抱え込まずに、副業先において相談できる管理者や職員さん、第三者である産業医などの存在を把握しておくとう良いでしょう。当然のことながら、副業先の利用者の情報や秘匿事項にかんしては守秘義務が課せられ、福祉事業所と守秘義務契約を交わす場合もあります。

また、ケースとしては少ないかもしれませんが、本業先と副業先の利益が相反する場合や競合する場合はその状況避ける必要があります。お互いの利益に干渉しない副業先を選択しましょう。

## 5 福祉事業所で副業する場合に必要な資格やスキルはありますか

保育園で子どもの支援をするには保育士の資格が必要です。逆に高齢者施設でお年寄りの支援をする場合は必ずしも資格保持が前提とはなっていません。したがって、保育現場で想定されるアルバイト雇用ニーズは、直接子どもを支援する業務以外の周辺業務ということになり、高齢や障害現場で児童養護施設などでは、直接支援する場合も含む周辺業務が対象となっています。

※ 具体的なアルバイト雇用ニーズは、「福業ニーズ条件など参考例」をご覧ください。

本副業推進モデルでは、あくまでも多様な資格を有する支援専門家のサポートを行う業務であり、現場職員の業務負担の軽減につながる、直接支援以外の周辺業務を想定しています。

また、副業先によっては今後、資格取得にむけたアドバイスや応援を得られる場合があります。

本福業推進 Q&A は、福祉就労基盤の充実と強化を目的に、専門家等の意見を

伺い参考にして作成しています。副業についてはまだまだ未整備な部分や課題が散見され、制度や就労環境の整備が必要な状況がうかがえます。

しかし、さまざまな福祉就労場面の対人援助政策は待たなしの状況です。

本プロジェクトの Q&A が働く人や経営者にとって福祉職理解促進の一助になれば幸いです。この Q&A では基本的な事例に絞って取り上げています。例外を含むすべてのケースに対応しているわけではありませんのでご注意ください。

## 6 許可を得て副業する場合、現在の職場や副業先に勤務状況（時間）を知らせる必要はありますか

労働契約によって雇用されて働く場合、現在の法令では本業と副業の労働時間を通算することが求められており、法定労働時間を超えた部分については、割り増し賃金の対象となります。健康確保への配慮や労働時間を事業所が把握するために、労働時間等の自己申告を求められることも考えられます。

※ 労働時間通算については、日々の事務の煩雑さや実行性が問われており、今後、労働政策審議会等において積極的な議論がなされる見通しです。

なお、個人事業主として依頼を受けた仕事（委託契約・請負契約等のケース）は労働基準法の適用を受けず、労働基準法上の管理監督者が副業・兼業を行う場合については、「労働時間」「休憩」及び「休日」の規定を適用除外としています。

ただし、長時間労働防止の観点から、厚労省の副業・兼業の促進に関するガイドラインでは、「過労等により業務に支障を来さないようにする観点から、その者の自己申告により就業時間を把握すること等を通じて、就業時間が長時間にならないよう配慮することが望ましい」としています。

## 7 福祉事業所での時給単価について教えてください

京都府最低賃金（2019年10月1日～）は909円ですので、福祉事業所における時給は909円以上の設定になります。また、本業での就労時間を含めて、1日8時間、週40時間の法定労働時間を超えて働く場合、副業先の時給単価の125%以上が支払われることとなります。

### 法定労働時間を超えた場合の一例

① ex：時給1,000円の場合は1,250円以上／1時間

② ex：本業就労時間35時間／週の場合で、副業先の時給単価が1,000円の場合は、副業5時間までが時給1,000円で、6時間目以降から法定労働時間を超えるため1,250円以上／1時間になります。

## 8 週40時間を超えて、副業することはできますか

健康状態に十分留意し、長時間労働をしないなどの配慮は必要ですが、労働者を使用する立場である事業主は、36協定の締結・届出の条件を満たすことによって、原則一日8時間、週40時間（特例44時間）の法定労働時間を超えて働かせることが可能となります。

なお、労働基準法令では事業場や事業主が異なっても労働時間を通算することになっており、法定労働時間を延長させた使用者（労働契約が遅い方又は通算した所定労働時間が既に法定労働時間に達していることを知りながら労働時間を延長するときは先に契約を結んでいた使用者も含め、延長させた使用者）が割増賃金を支払うことになっています。

## 9 有給休暇を取得した日に副業することはできますか

年次有給休暇の取得日や休日については労働義務が免除されるため、労働時間以外の時間として、労働者が自由に利用できると考えられています。ただし、過労などで本来の労務の提供に支障をきたしたり、健康確保が難しいと判断される場合は問題となります。また、労働時間の通算や長時間労働の防止などの観点から一定の制限を受けるケースも考えられます。

## 10 例えば有休休暇取得中にアルバイトをし、法定労働時間を超えた場合の残業時間はどちらの事業所が支払うことになりますか

有給中であっても労働時間として通算されるため、法定労働時間を超える場合の割増は、Q-8 A 後段の通りとなります。

## 11 現職場の就労時間が終わってから、同日に副業することはできますか

現職場で副業が許可されていることを前提として可能です。また、法定労働時間を超えて労働する場合においても、その職場が36協定届出の条件を満たしていれば基本的には可能です。

## 12 雇用という形態ではなく、仕事を完成させた結果としての報酬を受ける「請負」となるケースとは

例えば、福祉事業所内において、樹木の剪定やガーデニング、情報管理システムの構築、人材育成・研修などの専門的な業務において、一定の報酬金額の提示を受けて、指揮命令を受けず仕事を完成させる「請負」という形態もあります。この場合、仕事の完成が報酬の条件ですので、指揮命令を受けて働いた時間分の賃金を労務の代償として受け取る「雇用」にはなりません。請負は労働基準法の適用も受けません。

## 13 福祉現場で副業をしたいのですが、就業規則等で副業が禁止されています。どうすればいいですか

トヨタ財団2016年度国内助成プログラム「しらべる助成」の調査から、副業禁止が慣例的に行われているケースが散見され、禁止理由についても明確な根拠をもたないまま、包括的な禁止規定となっていることが多くみられます。

また、福祉現場に限って、あるいは福祉現場に限ることなく、就業規則を見直して、副業を可能してもよいという経営者が一定数いる結果も出ており、副業は「魅力ある豊かな職場環境づくり」の一環としての認識が広がりがつあります。

副業は副収入を得るという行為だけではなく、人材育成の手段として、またセカンドキャリア形成や、様々な経験を得て豊かな人生設計を進めるための有効な手段とも言えます。

副業は、超高齢社会における福祉就労基盤の強化に向けた有効な手段として、今後ますます必要になります。社内提案や社内会議時のテーマとして議論を進めていただきたいと考えています。

介護問題などは誰しもが通る道です。価値観を共有し理解を深めながらの取組みとなりますことを期待しています。

## 14 特に副業は禁止されていないのですが、副業しても大丈夫ですか

本業先の就業規則などで副業が明確に禁止されていない場合でも、「副業禁止は当然のこと」として捉える経営者や経営サイドの考えがあることも調査結果から明らかになっています。

コンセンサスを得ないまま、副業の実態が会社に知れるところとなった結果、何らかのトラブルが生じるケースも想定されます。また、就業規則で副業を禁止していない場合でも、本人からの届け出を求めている会社もあるようです。まずは、本業の会社等において副業の意向を伝え、その可否を確認し、コンセンサスを取得従事することが副業先にとっても安心かつ適切な手続きとなるのではないのでしょうか。

本プロジェクトでは、福業の必要性・重要性を経営者の方々に積極的にPRを行い、福業環境の充実を図っていきます。

## Webで公開中！ 15 副業した場合、年末調整や確定申告はどうすればいいですか

## 16 副業した場合の労働災害の保険対応はどうなりますか

## 17 副業した場合、社会保険はどうすればいいでしょうか

## 18 副業禁止規定を見直したいと考えていますが、どのような手続きをとればいいですか

※ 上記Q15以降のアンサーやQ19以降のQ&AをWeb上で公開するとともに、今後、制度の見直し等に対応し随時更新していきます。併せてご覧ください。

掲載のQ&Aは主要なよくある質問の一部分です。Q&Aのすべての項目をご覧になりたい場合は、下記のURLまたはQRコードより福業推進プロジェクトWebサイトへアクセスしてください。

随時更新中



政府の「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」の議論を踏まえ、今後、労働政策審議会等で制度改革を含む議論が加速していく見通しです。本福業推進プロジェクトでは、最新情報を更新してまいりますので併せてご確認をお願いします。

<https://happywork.kyoto-npo.org>